

別記第7号様式

経常建設共同企業体附属協定書(甲)

苫小牧港管理組合発注に係る下記工事を 経常建設共同企業体が施工するため、 経常建設共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

(工事名)

第1条 この協定書の目的である工事(以下「工事」という。)は、次のとおりとする。

工事名

工事

(出資の割合)

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(決算)

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。

以下同じ。)をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第2条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第5条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項及び前条各項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、第5条各項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第7条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印